

# 監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年11月29日

山形市監査委員 玉田芳和  
同 村山秀幸  
同 浅野弥史

記

## 1 財政援助団体等監査

### (1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
公益財団法人山形市スポーツ協会	企画調整部 スポーツ課	山形市スポーツ協会補助金 2,265,000円 山形市総合スポーツセンター等指定管理料 471,930,064円 山形市球技場指定管理料 11,796,106円
一般財団法人山形コンベンションビューロー	商工観光部 観光戦略課	コンベンション開催支援事業費補助金 1,877,500円 山形コンベンションビューロー負担金 41,463,000円 出捐金 421,000,000円 山形国際交流プラザ指定管理料 65,410,000円

(2) 監査の期間 令和5年9月29日から令和5年11月27日まで

(3) 監査の範囲

令和4年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監査委員の除斥

村山秀幸監査委員は、一般財団法人山形コンベンションビューローの監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

(5) 監査の結果

団体及び所管部課等名	監査の結果
公益財団法人山形市スポーツ協会  企画調整部スポーツ課	指摘する事項はなかった。
一般財団法人山形コンベンションビューロー  商工観光部観光戦略課	指摘する事項はなかった。

(6) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(7) 監 査 の 着 眼 点

ア 団体（財政援助団体）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(8) 監 査 の 方 法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。